

呉市 令和2年度新型コロナウイルス感染症対策

特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を行っている方へ（お知らせ）

新型コロナウイルスの感染症の影響に伴う、令和2年度における特定不妊治療費の助成に係る特例措置について

1 年齢要件の緩和

新型コロナウイルス感染防止の観点から、治療を延期した夫婦に対し、年齢要件を緩和します。

■対象は、令和2年3月31日現在、妻の年齢が①または②に該当する夫婦です。

	妻の年齢 (※R2年3月31日現在)	変更前	変更後 (令和2年度)
①	42歳 (S52.4.1～S53.3.31生)	*治療開始日の妻の年齢 43歳未満	*治療開始日の妻の年齢 44歳未満
②	39歳 (S55.4.1～S56.3.31生)	*初回助成の治療開始日の妻の年齢 40歳未満 (助成回数：通算6回まで)	*初回助成の治療開始日の妻の年齢 41歳未満 (助成回数：通算6回まで)

2 所得要件の緩和

令和2年度所得(課税)証明書(平成31年中の所得)では所得要件の730万円未満を満たさず助成対象外となる夫婦に対し、所得要件の見直しがあります。

■次のいずれかに該当する方は、助成の対象となる場合があります。ご確認ください。

	助成の対象要件	提出書類
①	*夫及び妻の所得合計額が730万円未満 前年、前々年分の所得で要件を満たしていない場合であっても新型コロナウイルス感染症の影響により、本年(令和2年1月～12月)の所得が大幅に減少し、夫婦の所得の合計額が730万円未満となる見込みの場合。 *本年の所得(見込額)を算定し判定します。	*夫及び妻の収入(所得)急変の確認ができる書類 ・令和2年度所得(課税)証明書(前年の所得) ・令和2年2月以降から申請日の属する月(対象月)の給与明細及び賞与等の明細書、会社作成の給与見込 ・令和2年分源泉徴収票(但し、令和3年1月以降) ・離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証 ・破産宣告通知書、廃業等の届書など ・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少を理由に受けた公的支援の受給証明書
②	新型コロナウイルス感染防止の観点から治療を延期したために、申請が6月以降となり、前々年の所得は730万円未満であったが、前年の所得が730万円以上となったため助成の対象外となった場合。 *前々年の所得で申請ができます。	・令和元年度の所得(課税)証明書(前々年の所得) ・令和2年度所得(課税)証明書(*前年の所得) *前年の所得の合計が730万円を超えることが明らかな場合は、省略できます。

《注意事項》

*令和2年度中に治療が終了し、年度内(3月末まで)に申請されたものが対象となります。

詳細については、お問い合わせください。

呉市 保健所 地域保健課 健康増進グループ TEL0823-25-3540